

(整理番号 2 4 2 0)

長野地方最低賃金審議会

第 5 回本審議会 議事録

令和 7 年 3 月 17 日 公開

開催日時 場所	令和 7 年 3 月 11 日 15 時 57 分～16 時 42 分 ホテル信濃路 2 F 穂高		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席 5 人	定数 5 人
	労 働 者 代 表 委 員	出席 5 人	定数 5 人
	使 用 者 代 表 委 員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 令和 6 年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について(報告) 2 長野県最低賃金の改正決定（答申）時の政府に対する要望への対応について 3 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について 4 その他		
議事録			
開会			
○岡田賃金室長 定刻より若干早いですが皆様お揃いでございますので、ただいまより長野地方最低賃金審議会、令和 6 年度第 5 回本審議会を開会いたします。まず定足数の確認です。本日は委員 15 名中 15 名全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の審議会は原則公開となっており、事務局で傍聴者を募集しましたところ、希望者がいなかったことをご報告いたします。なお、傍聴者の有無にかかわらず、議事録は原則公開となりますので、ご承知おきください。それでは審議に先立ちまして、長野労働局、三浦局長からご挨拶申し上げます			
○三浦労働局長 長野労働局の三浦でございます。委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、本日の審議会にご参集いただき、誠にありがとうございます。また、			

今年度の審議会、専門部会において、慎重かつ精力的に調査審議をしていただき、全会一致により答申をいただきましたことに深く敬意を表し、改めて、厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金に関する政府の動きとしましては、昨年の11月26日、総理出席で、経団連、日商、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、そして連合のトップが参加する政労使の意見交換の場が設けられ、最低賃金の中期的引上げ方針が議論されましたが、長野においても、先月2月17日、長野県知事をはじめ、県内の労・使団体トップが参加する地方版政労使会議を開催し、賃上げの普及・定着に向けた価格転嫁の推進などについて確認したところであります。改めて、厚生労働省としましては、最低賃金引上げを推進するためには、引き続き、中小企業・小規模事業者が賃上げをしやすい環境整備に取り組むことが重要と考えており、令和7年度予算案において、業務改善助成金をはじめとした各助成金の拡充を図りつつ、これらを一つのパッケージとして取りまとめ、中小事業主を支援していく方針にしております。長野労働局としましては、他の行政機関や各団体と連携して、生産性向上に取り組む企業へのきめ細やかな支援や、賃上げ・価格転嫁に関する要請等に一層取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、来年度も本審議会の審議が十分尽されるよう事務局として努めてまいりますので、引き続き、審議会の円滑な運営へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田賃金室長

それではこれからの審議につきまして、倉崎会長よろしくお願いいたします。

○倉崎会長

皆様、お疲れ様でございます。本日は、本年度、最後の審議会であります。主には、本年度の振り返りとなろうかと思えます。次年度につながるような議論ができればと思っておりますので、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員からは竹村委員、使用者代表委員からは中村委員にそれぞれお願いをいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思えます。議題(1)の令和6年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について、事務局からご報告をお願いします。

○矢島賃金室長補佐

資料№35の資料をご覧ください。私から、第54期(令和6年度)長野地方最低賃金審議会 本審、小委員会、専門部会の審議経過について、概要を説明いたします。なお、長野県最低賃金に係る審議経過につきましては、1から3ペ

ージに記載がありますが、令和6年8月5日に全会一致で結審、答申されたことなど、皆様ご存じのとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。4ページ冒頭の「7 特定最低賃金」をご覧ください。特定最低賃金の審議経過について、時系列で記載しておりまして、回数8の9月18日、2業種合同専門部会を第1回として、以後、それぞれの業種で第2回目以降の審議を行ってまいりました。

まず、5ページの(1)はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会の審議経過です。はん用機械器具等製造業最低賃金については、8月21日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において、はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会に審議が付託され、計4回の同専門部会を開催し審議が行われました。10月11日午後の、第4回専門部会の審議において労使双方が協議した結果、全会一致となり、現行の特定最低賃金を49円引き上げ、時間額1,043円とすることで結審し、最低賃金審議会令第6条第5項により答申いたしました。11月12日には官報公示され、12月12日から、時間額1,043円となり、引上げ率は4.93%となりました。

次に、(2)の計量器等製造業最低賃金専門部会の審議経過です。計量器等製造業最低賃金については、8月21日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において、計量器等最低賃金専門部会に審議が付託され、計5回の同専門部会を開催し審議が行われました。11月1日、第5回専門部会の審議において、労使の主張に隔たりのまま意見がまとまらず、公益見解により採決した結果、最終的に全会一致となり、現行の特定最低賃金を49円引き上げ、時間額1,032円とすることで結審し、最低賃金審議会令第6条第5項により答申となりました。12月2日には官報公示され、令和7年1月1日から、時間額1,032円となり、引上げ率は4.98%となりました。以上が、特定最低賃金の審議経過の概要になります。

資料№36は、県最賃、特定最賃のこれまでの引上げ推移をまとめたもの、資料№37は、本年度の47都道府県における地域別最低賃金改定状況一覧となります。事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

ただいまのご報告につきまして、何か意見や質問等がございますか。

(特になし)

○倉崎会長

それでは、次に議題(2)の長野県最低賃金の改正決定(答申)時の政府に対する要望への対応についてに入ります。事務局からご説明をお願いします。

○岡田賃金室長

資料№38をご覧ください。こちらは8月5日の長野県最低賃金の改正決定に関する答申でございまして、4ページの別紙3に政府に対する要望が記載されております。この要望に対する政府、そして長野労働局における対応状況については、5ページの資料をご覧ください。

まず、1番目の丸印にある別紙3の政府に対する要望の概要ですが、1継続的に賃上げしやすい環境整備、生産性向上の支援、取引条件の改善、2各種助成金の周知等の取組み、業務改善助成金の支援拡充、3賃上げ原資の確保、価格転嫁に向けた環境整備といった要望が挙げられているところであり、2番目の丸印にこれらに関する長野労働局の取組みを記載しております。

1、10月1日、J R長野駅前で実施した最低賃金改定額の街頭啓発、こちらは今年度で4回目の取組みとなりますが、今年度初めて会場に事業者支援コーナーを設置し、業務改善助成金担当の長野労働局雇用環境・均等室と、令和6年1月から実施している長野県の業務改善助成金上乘せ補助制度担当、そして長野働き方改革推進支援センターの三者が連携して、ポスターの掲示や支援策リーフレットの配布を実施しました。2、J R長野駅前の大型ビジョンで、今年度初めて、最低賃金額改定額と賃上げ支援策をセットで周知する動画を放映しました。3、10月1日のJ R長野駅前街頭啓発後の長野労働局定例記者会見に、長野県産業労働部次長が出席して、長野県独自の業務改善助成金上乘せ補助制度について説明し、共同で最低賃金改定額の周知及び賃上げ支援策の周知、利用促進を広報しましたが、こちらが今年度初めての取組みになります。4、長野県知事、県内19市長、経済産業省関東経済産業局長との連名による価格転嫁、賃金引上げの要請書をあらゆる機会を捉えて配付しており、令和6年度は、約1万の事業場に対して配付し、価格転嫁、事業者支援措置の活用、賃金引上げを含めた労働環境の整備について要請を行いました。5、別紙3の政府に対する要望については、審議会終了後、直ちに厚生労働省に情報を提供いたしました。裏面6ページに長野労働局の取組みに関する写真を載せておりますので、御覧いただけたらと思います。

あとの資料は、時間の関係で、概要のみご紹介させていただきます。7ページは、長野局独自で行っているポスターデザインコンテストの長野労働局長賞のデザインを用いた最賃周知用リーフレットであり、このポスターを県内市町村、関係団体のほか、県内460か所のコンビニエンスストアにも配布して積極的な周知を図っております。次に、9ページは、先ほど申し上げました、県、県内19市、経産省との連名による価格転嫁等の要請書であります。次に、11ページは、今年度の業務改善助成金の状況であり、表面が申請件数、裏面が交付件数の表であります。長野局は、令和6年12月末時点で、申請、交付共に、対前年度60%を超える増加率となっております。次に、13ページは、令和6年1月に新設された長野県の業務改善助成金上乘せ制度のリーフレットです。次に、15～16ページは、年収の壁・支援強化として、令和5年10月から新設さ

れたキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）のリーフレットです。次に、17 ページは、冒頭、三浦局長からご説明がありました、厚生労働省の令和 7 年度予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージの内容であり、赤で拡充と書かれている助成金について、見直し・拡充が行われますので、詳細は後ほどご確認ください。最後に、18 ページが経産省の価格交渉促進月間 2024 年 9 月のフォローアップ調査結果ですが、中段の大きな字で（１）とありまして、発注企業から交渉の申入れがあり、価格交渉が行われた割合が増加するなど、価格交渉ができる雰囲気が醸成されつつあるとありますが、（２）には価格転嫁率が 49.7%とあり、割合は増加しているものの価格転嫁できた企業と出来ない企業で二極化している状況であり、引き続きの対応が必要であるといえます。事務局からの説明は、以上です。

○倉崎会長

ただいまのご報告につきまして、何か意見、質問などはございますか。

（特になし）

○倉崎会長

それでは、次に議題（３）の特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明についてに入ります。事務局より説明をお願いします。

○岡田賃金室長

資料№39 をご覧ください。令和 7 年 2 月 5 日に労働者代表委員から特定最低賃金の金額改正に関わる 3 業種、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業、各種商品小売業の意向表明書の提出がございましたので、ご確認をお願いいたします。なお、改正申出の時期は、いずれも「2025 年 7 月下旬まで」となっております。事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

ただいま、事務局よりご報告がありましたが、労働者代表委員から何か補足する事項などはありますか。

○山口委員

それでは、補足ではありませんが申し上げますと、本年につきましても 3 業種の意向表明をさせていただきました。昨年は、残念ながら各種商品小売業が審議に入ることはできませんでしたが、須坂市に大きなショッピングモールが出来つつありますし、そういったところも含めて最低賃金について興味を持つ方も大勢いらっしゃると思います。また、人手不足の問題もあるのだと思いますが、会社の方からも、特定最低賃金の優位性を意識されて、審議しな

いのかといったご意見も頂戴しているところでございます。来年度は、是非、しっかりご検討いただいて、3業種揃って審議に入れるよう、格段のご協力、ご支援をいただければというお願いでございます。

○倉崎会長

この点につきまして、使用者委員から何かご質問等ございますか。

○井出委員

特にありません。

○倉崎会長

他にはよろしいでしょうか。よろしければ、議題(4)の「その他」に入ります。事務局から何かありますか。

○岡田賃金室長

事務局から3点ございます。1点目は、会議の傍聴者数について、お諮りいたします。今年度第1回の県最賃専門部会において、傍聴者が原則5人のところ、8名の傍聴者がいたことについて、竹村委員からご指摘があり、倉崎会長から本審で傍聴者数に関して協議してもよいのではないかといったご発言がありました。資料№40をご覧いただきたいのですが、現在の会議公開要綱第5条第1項において、傍聴者は原則として5名以下とする、第2項に応募多数の場合は、抽選とするとあり、他の労働局も同様としているところが多い状況でございました。事務局としましては、円滑な議事の進行や審議の透明性確保とともに、会場の広さ、収容可能人員も考慮する必要がありますので、規程は、原則5名以下のまま、傍聴者の増減についてはその時の状況に応じて会長とご協議させていただく方法としたいと考えております。事務局からは、以上です。

○倉崎会長

ただいまの事務局からのご提案につきまして、皆様からご意見等はございますか。

(特になし)

○倉崎会長

あくまでも原則ということで裁量の余地はあると思いますので、透明性の確保を念頭に置いた上で、その場の状況で適切な選択をしていただければよいのかなと思っております。

それでは、異議がないようですので、会議傍聴者数は、規程上、原則5名以下とし、その時の状況に応じて会長が判断することにします。

続けて、事務局からお願いします。

○矢島賃金室長補佐

2点目は、来年度の本審議会、県最賃専門部会の開催日程の調整についてでございます。来年度の審議会日程については、4月中には委員の皆様にお伺いして、日程を調整、決定させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○倉崎会長

ただいまの事務局からのご提案につきまして、皆様からご意見等はございますか。

○竹村委員

連合長野の竹村です。私から1点確認ですが、今年の7月20日に参議院議員選挙が行われるということで、その年は目安額が出るのが遅くなって、審議も遅れるというように聞いております。その辺を踏まえて計画を立てていく必要があるのかなと思っております。

○倉崎会長

この点につきまして、事務局から何かございますか。

○岡田賃金室長

竹村委員のご指摘のとおりかと思いますが、過去、ご経験のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

○山口委員

目安額が出るのが若干遅れることはありましたが、発効日が10月1日から大きくずれるということはなかったと思います。過去は、その分、審議を短い期間で集中して行うということだったと思います。

○三浦労働局長

10月1日を目指すということで日程調整をしていくことになると思いますが、どうしても難しい場合は、他局でも10月1日以降に発効することもありますので、そこは臨機応変に対応することになろうかと思っております。事務局としてもその辺を踏まえて日程調整に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様にもご協力をよろしくお願いいたします。

○倉崎会長

よろしいでしょうか。それでは、4月の調整により審議日程を決めることについて、各委員のご協力をよろしくお願いいたします。続けて事務局からお願いします。

○岡田賃金室長

最後3点目は、第54期長野地方最低賃金審議会委員の任期についてでございます。第54期の委員任期も令和7年3月31日で満了となりますが、今期をもちまして、公益委員の倉崎委員、沼尾委員、労働者委員の山口委員、廣松委員、使用者委員の井出委員が退任されることとなります。倉崎会長をはじめ、退任される委員の皆様におかれましては、これまで最低賃金審議会の審議にご尽力を賜りまして、誠にありがとうございました。ここで、三浦労働局長から、御礼のご挨拶がございます。

○三浦労働局長

それでは、今期で退任される委員の皆様にご挨拶を申し上げます。倉崎委員、山口委員におかれましては10年の長きにわたり委員にご就任いただき、誠にありがとうございました。また、井出委員には8年、沼尾委員には4年、廣松委員には2年、委員にご就任いただき、誠にありがとうございました。皆様のご尽力により審議会の運営が円滑に進み、改正決定した最低賃金に基づき、県内労働者の最低賃金、そして、事業の公正な競争の確保が図られていることにつきまして、改めて御礼を申し上げます。これからも、それぞれのお立場で、最低賃金の周知や各種支援制度の利用促進等について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

○岡田賃金室長

それでは、退任の委員を代表しまして、倉崎会長から、ご挨拶を頂戴したいと存じます。

○倉崎会長

倉崎でございます。まず、ただいま局長より過分なお褒め、労いの言葉を頂戴しましたことにつきまして、代表して心より御礼を申し上げます。私は、平成27年4月に委員に就任して、早いものでこの3月で満10年となります。10年間を通じて一貫して感じたのは、やはり当県ならではの労使の信頼関係、協調関係でありました。すなわち、労使それぞれの委員の皆様というのは、現場で頑張っておられる方々の生の声を聴き取り、それぞれの利益を代弁する立場から議論に取り組んでおられますので、当然それぞれ背負っている利益は異なるのですが、他方、労使双方にとってより良い労働環境を追い求めるということについてはしっかりと考えが合致しており、そのため、白熱した議論が展開されつつも、最終的に、内容的に、発効時期の点でも合理的な結論を導き出して

いただいたと感じております。審議会の進行を預かる私としても、むしろ私の方が、皆様の後押しをしていただいて、背中を押していただいたと感じております。聞けば、他県は必ずしも長野のようなものではないと耳にすることもありますので、本当にありがたかったと感じております。また、審議のため入念なご準備をしていただいた局の皆様にも本当に感謝申し上げます。10年という期間は長いようで短く、また短いようで長く、審議会を取り巻く環境も大きく変わったと感じております。私が就任した当初は、最低賃金というものが、ここまで社会の注目を集めてはいなかったと記憶しておりますし、審議自体も予備日を使って議論しなければならないというケースもあまりなかったと記憶しております。その後、長期にわたる景気の低迷などによって徐々に最低賃金が注目されるようになり、そして大きく変わったのは、やはり新型コロナウイルスでしょうか。新型コロナウイルスによって社会が一時凍結し、使用者も労働者も大変な痛みを伴いました。特に、飲食、観光、宿泊業の打撃は大変なものでありました。上昇する賃金の捻出に苦慮する小規模、零細事業者の存在が想像される中、他方、その日その日の生活にも不安を抱く労働者の存在も想像される中、あるべき賃金とは何なのかを探り当てることは大変難しいことであり、審議委員の皆様、審議会をご準備いただく労働局の皆様のご負担は大変なものであったと認識しております。その後も、コロナ後の社会生活の変化や意識の変化、ロシア、ウクライナ間の戦争など不安定な国際情勢、そして異常ともいべき国内の物価上昇など、あるべき最低賃金を考える上で拾うべき事情というのは留まることを知りません。審議会が果たすべき役割は、今後これまで以上に大きいものになっていくと思います。私を含め5人の委員が任を離れることになり、大変寂しい気持ちであります。今後本審議会が会一体となって、労使の方にとってより良い環境をひたすらに追求し続けていくことを祈念しております。10年間、本当にありがとうございました。

○岡田賃金室長

倉崎会長、そして退任される委員の皆様、本当にありがとうございました。

また、来年度も委員を継続していただける委員の皆様も、本当にありがとうございました。本年度の審議会の運営については、事務局として至らぬ点が多々あったかと存じますが、各委員の皆様の多大なるご理解とご協力を賜りまして、何とか無事に審議を終えることができました。誠にありがとうございました。事務局からは以上でございます。

○倉崎会長

それでは、労働者代表委員から、何かございますか。

(特になし)

○倉崎会長

それでは、使用者代表委員から、何かございますか。

(特になし)

○倉崎会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもって閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会